

○ 市町村合併については、従来から市町村の自主的・主体的な判断を尊重してほしいと言ってきた。合併シンポジウムで知事が発言されたように、地域のことは地域の人々が責任を持って決め、運営していくのが地方自治の本質であるし、このような立場で今後も県には指導してほしい。そのような中で進められているものであれば、今回の提案については異論はない。

○ 他にこのような構想変更の事例はあるのか。また、構想では2市2町が1つの組合せとなっているが、そのうちの1市2町が先行することなので、残る串間市とは事前に話がされているのか。

→ まず1点目だが、北海道で本県と同様の変更を行っている。江別市をはじめ2市1町1村の組合せになっていたところが、まず2つだけで先行されることになったようである。

2点目について、串間市に対しては、日南市をはじめ1市2町合同で、今回の合併に向けた協議への参加を誘われたようであるが、串間市長から「選挙も自主自立ということで当選しており、参加できない」旨回答があったと聞いている。ただ、県としては、これで合併が終わりというわけではなく、いつでも再開できるように線引きは変えないことで臨みたいと考え、今回の案を提案したところである。

○ 今回の域内先行合併地域として位置づけることで、国の方は合併推進債の支援対象となると認めているのか。

→ 国には、内々相談をして内諾を得ているところである。

○ 合併推進債の対象とするために、このような変更をせざるを得ないということなので、これでいいのではないかと思う。

会長 今回の変更案については、あまり異論がないようであるが、他の地域でこれと同じような事例が出た場合、どうするのか。小林市と高原町、野尻町が合併の動きがあり、えびの市は入ってなく、串間市と同じようになる可能性がある。その場合、また審議会を開くのか。域内先行合併地域については、ここで一遍決めてもらえば、今後は事務的に処理していいのではないかという点について、いかがか。

事務局 事務局としての整理であるが、今回協議いただいた域内先行合併の場合については、事務的な所定の手続を踏んで、変更した内容を報告させていただきこととし、10の組合せを越えた合併の動きに対しては、組合せ自体の変更となることから、正式な形で審議していただきたいと考えている。

- この構想対象市町村の組合せは、この審議会の意見を聴いて作ったもので、その際に、この組合せと異なる枠組みをした場合には、合併新法の趣旨に鑑み、審議会の意見を聴いた上で必要に応じて変更できるものとした経緯がある。審議会委員に諮らないで、事務的に変えるということでもいいのか、ちょっと危惧する。
- 自治体が自主性をもって合併に踏み切るわけだから、その都度変更が出てくる。都城市は、当初、北諸5町と合併協議を始めたが、三股町が自立を表明され、1市4町で合併した。合併というのは、結局のところ合併できるところで合併することになると思うので、仮に日南市、北郷町、南郷町について、どこか1つ欠けたとしても、合併するということになれば、それはそれで認めていいと思う。
- 市町村が自主的に合併しようとする意思を尊重することが重要で、手続き上に問題がある場合に審議会に諮ればいいのではないかと思う。
- 私は合併して大きくしていきたいと思っているが、地域で合併に加わらない方がいることを実感している。合併に向けた活動をしてもらうために、構想で枠組みが示されているので、枠内でやる分は問題ないし、枠外であっても合併した方が効果的なのであれば、問題ないと思う。
- 各々の自治体で、どことどこが手を結ぶという住民の主体的な行動は重要だと思う。一方で、誰でも少しでも経済状況の良いところと一緒にになりたい、重荷になるところとは合併したくないという本音もあると思う。構想策定時にいろいろ勉強させてもらったが、結局、山村や高齢化率の高い地域を支えるためにこそ合併はあると思う。その意味では、力のあるもの同士が一緒になったら、格差が広がり、本来の合併の趣旨から離れる部分が出てくるのではないかと心配である。枠内での先行合併は問題ないと思うが、枠組みを越える場合は、どことどこが一緒になっても良いという話ではないのではないかと。見捨てられるところが出るのは、非常に問題で、そこに審議会の意味があるのではないかとと思う。

事務局 構想を変更する場合は、審議会に諮るとというのが原則であり、我々も内部でその議論をしたところである。構想対象市町村の組合せを決めるに当たっては、県が独断で決めてはいけないということで、審議会委員の方々の御意見を伺って定めたものだが、市町村合併というのは流動的であり、臨機応変に対応する必要がある。組合せの枠内で先行的に合併する場合、将来的に発展することもあり得るので、構想に基づく合併の一過程と考えられることから、今後このような事例が出た場合には、審議会での審議に代えて、何らかの形で事前に委員の方々の御意見を伺った上で決めさせていただきたいと考えている。

会長 原則として、域内の先行合併であれば事務的にやるのは構わない。しかし、それが全体の合併構想に重大な影響を与えるような場合は、審議会に諮ってもらうという整理でどうでしょうか。

○ 国の支援に影響がなければ、軽微なものは一々審議会を開く必要はなく、市町村の自主性を尊重すればよいと思う。